

相続手続きのご案内

金銭信託

このたびのご親族さまのご逝去に接し、謹んでお悔やみ申し上げます。

お亡くなりになりましたお客さま(被相続人)の信託受益権について、相続手続きをご案内いたします。

お客さまの相続状況に応じて必要書類や手順が異なりますので、本書ならびに別紙「相続手続きに必要な書類のご案内」をご確認のうえ、ご準備をよろしくお願いいたします。

《相続手続き 概要》

相続手続きのご案内書類一式をお送りしますので、以下の問い合わせ先にお電話ください。

Step 1

公的書類の準備

相続手続きに必要な公的書類をご準備ください。

別紙「相続手続きに必要な書類のご案内」をご確認ください。

被相続人・相続人の「戸籍謄本」または「法定相続情報一覧図」(法務局発行のもの)や相続人の「印鑑証明書」など相続状況によって、ご準備いただく書類が異なります。

Step 2

手続き書類の 記入・提出

必要書類にご記入のうえ、ご返送ください。

別紙「相続手続きに必要な書類のご案内」をご確認ください。

相続人代表者をお決め下さい(遺言執行者がいる場合を除く。)。

相続人代表者・相続人各々で必要書類にご記入ください。

公的書類原本(Step1)と記入済必要書類をお送りください。

ご提出いただく公的書類原本はコピーをさせていただいた後、ご返送いたします。

(被相続人の保有残高がご不明な場合は、「残高証明書発行依頼書」を先にご提出いただき、被相続人の信託受益権にかかる取引内容をご確認の上、そのほかの必要書類にご記入ください。)

Step 3

当社での手続き

お手続きを開始します。

お手続きは書類が全て到着してから完了するまで通常1~2ヶ月程度かかります。信託契約は解約終了となります。追加書類が必要な場合やご記入いただいた書類に不備がある場合は、別途ご連絡いたします。

処理状況によっては2ヶ月以上かかる場合もありますのであらかじめご了承下さい。

Step 4

手続き完了

「相続お手続き完了のご案内」をご郵送いたします。

信託終了に基づく払戻しの場合は、相続人代表者ご指定の金融機関に払戻しいたします。

内訳につきましては、払戻後に発送されますお知らせにてご確認ください。

名義書換の場合は、お手続き完了のご案内が届きます。

【お問い合わせ先】

SBI 新生銀行金銭信託専用ダイヤル 0120-290-277

つながりましたら、「相続に関する問い合わせ」とお伝え下さい。(受付時間: 平日 9:00-17:00)

【書類送付先】

〒106-6008

東京都港区六本木 1-6-1

新生信託銀行 信託事業推進部合同金信事業室 相続担当係

【新生信託銀行ホームページ】

信託約款もこちらをご覧ください。

<https://www.shinseitrust.com>

相続手続きに必要な書類のご案内

<別紙>

金銭信託

相続手続きに必要な書類につきましては、以下の内容をご確認いただき、必要事項をご記入・署名ご捺印のうえ、ご用意いただきます公的書類と一緒にご返送ください。

- | | |
|---------------------|---|
| 1.遺言書がない場合 | … (A) + (B) の書類をご用意ください。 |
| 2.遺言書がある場合(遺言執行者なし) | … (A) + (B) の書類をご用意ください。 |
| 3.遺言書がある場合(遺言執行者あり) | … (A) <但し②不要> + (C) の書類をご用意ください。 |
| 4.遺産分割協議書がある場合 | … (A) + (D) の書類をご用意ください。 |
| 5.その他の場合 | … SBI 新生銀行金銭信託専用ダイヤル(0120-290-277)へ
ご相談ください。 |

※次頁も必ずご確認ください。

(A) お送りした手続き書類 (全パターン共通)

残高証明書の発行が必要な場合

<様式 1> 残高証明書発行依頼書 (被相続人の信託受益権用)	被相続人の保有残高がご不明な場合、必要事項をご記入の上、下記(※)公的書類とともにこの依頼書を先にご返送ください。残高証明書にて被相続人の保有残高をご確認なさってから、相続手続きの書類の記入をおすすめください。(残高証明書発行不要の場合はこの依頼書の提出は不要です。)
	(※)以下の書類をいずれもご同封ください。 a.受益者(被相続人)の死亡が確認できる戸籍謄本 b.ご依頼人が相続人であることが分かる戸籍謄本 (a.b.に代えて法定相続情報一覧図(法務局発行のもの)もお受けいたします) c.ご依頼人の印鑑登録証明書(発行後 6 ヶ月以内) (但し、「遺言書」がある場合は、相続関係を確認させていただきますので、検認済自筆証書遺言または公正証書遺言をあわせてご提出ください。遺言執行者が依頼する場合は「b.相続人の戸籍謄本」は不要です。)

相続手続きのためご記入いただく書類

提出書類		内容や記入方法について
①	<様式 2-1> 解約払戻・名義書換請求書 兼特定取引を行う者の新規届出書 ※ A3 用紙 1 枚に印刷されています。	相続人代表者(又は遺言執行者)の方が直筆署名・捺印(実印)の上ご記入ください。 信託終了に基づく払戻しの場合は、解約してご指定口座に払い戻します。 (但し、本金融商品は当初元本を割れる可能性がございます。) 名義書換の場合は、既に相続人様がお持ちの信託受益権と名寄せされず、書面やお知らせの交付はすべて郵送となります。
②	<様式 2-2> 相続人関係者名簿	相続人代表者(又は遺言執行者)の方がご記入ください。 相続人関係者全員についてご確認のうえ、相続人代表者(又は遺言執行者)の方が【外為法に基づく確認】の該当項目に☑印をつけ、相続人関係者の氏名・住所・続柄をご記入ください。
③	<様式 3> ①相続人代表選任届兼相続同意書 ②相続人名簿 ※ A3 用紙 1 枚に①と②が両方とも印刷されています。	① 相続人代表選任届兼相続同意書 「遺言執行者あり」の場合は不要です。 ② 相続人名簿 当該名簿は、1 通の書面に各相続人がそれぞれ自署・ご捺印ください(印鑑は実印をご捺印ください)。 相続人代表者を含むすべての相続人がご記入ください。 なお、「遺言執行者あり」の場合は不要です。

④	<様式 4> 個人番号に係る届出書	受益権を引き継いで元本および配当金の払戻しを受ける方、もしくは受益権を引き継ぐ方がご記入ください。 届出書に添付する必要がある公的書類等は、「個人番号ご申告のお願い」をご覧ください。
---	-----------------------------	--

(B) ご用意いただく公的書類(1.遺言書なし、または 2.遺言書あり(遺言執行者なし)の場合)

	提出書類	ご提出いただく内容について
①	被相続人の出生から死亡までの戸籍謄本	法定相続人を特定するために確認させていただきますので、出生からの 連続した戸籍謄本(改製原戸籍や除籍謄本や全部事項証明を含みます) 、または法定相続情報一覧図(法務局発行のもの)をお取り寄せください。
②	相続人全員の戸籍謄本	被相続人の戸籍謄本だけでは、法定相続人が確定できない場合に確認させていただきます(配偶者等、被相続人の戸籍謄本で確認できる場合、または法定相続情報一覧図をご提出いただく場合は不要です)。
③	相続人全員の印鑑登録証明書	払戻請求書および相続人代表選任届にご捺印された印鑑を確認させていただきます(発行後 6 ヶ月以内のものが有効)。
④	「自筆証書遺言及び検認済証明書」または「自筆証書遺言の写しと検認調書謄本」または「公正証書遺言の正本または謄本」	ご相続にかかわる相続関係確認の資料とさせていただきます。 <u>遺言書がない場合は不要です。</u>

(C) ご用意いただく公的書類(3.遺言書あり(遺言執行者あり)の場合)

	提出書類	ご提出いただく内容について
①	被相続人の死亡が確認できる戸籍謄本または法定相続情報一覧図(法務局発行のもの)	被相続人の死亡を確認させていただきます。
②	遺言執行者の印鑑登録証明書	払戻請求書にご捺印された遺言執行者にあたる方の印鑑を確認させていただきます(発行後 6 ヶ月以内のものが有効)。
③	「自筆証書遺言及び検認済証明書」または「自筆証書遺言の写しと検認調書謄本」または「公正証書遺言の正本または謄本」	ご相続にかかわる相続関係確認の資料とさせていただきます。

(D)ご用意いただく公的書類(4.遺産分割協議書がある場合)

提出書類		ご提出いただく内容について
①	被相続人の出生から死亡までの戸籍謄本	法定相続人を特定するために確認させていただきますので、出生からの 連続した戸籍謄本(改製原戸籍や除籍謄本や全部事項証明を含みます) 、または法定相続情報一覧図(法務局発行のもの)をお取り寄せてください。
②	相続人全員の戸籍謄本	被相続人の戸籍謄本だけでは、法定相続人が確定できない場合に確認させていただきます(配偶者等、被相続人の戸籍謄本で確認できる場合、または法定相続情報一覧図をご提出いただく場合は不要です)。
③	相続人全員の印鑑登録証明書	払戻請求書および相続人代表選任届にご捺印された印鑑を確認させていただきます(発行後6ヶ月以内のものが有効)。
④	遺産分割協議書	法定相続人全員のご捺印があるものをご用意ください。印鑑は実印をご捺印ください。

【ご注意】

- ・提出いただいた公的書類につきましては原本を確認させて頂き、写しを取らせていただきます(原本は返却いたします)。
- ・印鑑登録証明書は発行後6ヶ月以内のものをご用意ください。
- ・相続人様の個別事情に鑑み、別途、上記以外の書類のご提出をお願いする場合がございます。
- ・以下の該当ケースに当てはまる場合、追加で公的書類(原本)が必要になりますのであらかじめご了承ください。
(ご不明な点がございましたら、お問い合わせください)

該当のケース	ご用意いただく公的書類
代理人が手続する場合	相続人からの委任状(実印要)、代理人の印鑑登録証明書
相続人に未成年がいる場合	特別代理人選任審判書謄本・特別代理人の印鑑証明書
相続人に後見、保佐、補助、任意後見人がいる場合	後見人等選任が確認できる登記事項証明書・選任された方の印鑑証明書
相続放棄した相続人がいる場合	相続放棄申述受理証明書、または相続放棄申述受理通知書
相続人が海外にいる場合	大使館・領事館の署名証明書・在留証明書(発行後6ヶ月以内のものが有効)
相続人が不存在の場合	相続財産管理人の選任審判書謄本・相続財産管理人の印鑑証明書
行方不明の相続人がいる場合	不在者財産管理人の選任審判書謄本・不在者財産管理人の印鑑証明書

●お客さまの個別の事情に応じて、上記に記載された書類以外の書類の提出をお願いすることがありますので、あらかじめご了承ください。

個人番号ご申告のお願い

(個人番号(マイナンバー)の確認書類について)

当社は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づき、所定の取引を行ったお客さままたは所定の取引を希望されるお客さまに、個人番号の提供をお願いしております。つきましては同封の「個人番号に係る届出書」に「記入日」、「お名前」、「ご住所」、および「個人番号(マイナンバー)」をご記入の上、以下の確認書類の写しとともに、お送りくださいますようお願い申し上げます。

※法定代理人(親権者、成年後見人等)の方が、相続人本人に代わって個人番号の提供をいただく場合には、追加の確認書類をご提出いただく必要があります。詳しくは、弊社担当者までお問い合わせください。

【確認書類について】

以下の1～3のいずれか1つの方法にて、ご提出をお願いいたします。

- ・いずれも、**有効期限内または発行後6か月以内のもの**に限ります。
- ・本籍地欄がある場合は**黒で塗りつぶしてください**。
- ・外国籍のお客様はパスポートを「確認書類」としてご利用頂くことはできません。

1. 「個人番号カード」(写真付き)をご利用される方

「個人番号カード」は両面のコピー

が必要になります。

2. 「通知カード」(紙製のカードでマイナンバー(個人番号)を通知するもの)をご利用される方

「通知カード」のコピー^(*) + 写真付き確認書類1点(A) (合計2点必要)

または、

「通知カード」のコピー^(*) + 写真なし確認書類2点(B) (合計3点必要)

が必要になります。 ^(*)通知カードの裏面に変更事項の記載がある場合、裏面もコピーしてください。

(注)2020年5月25日以降に通知カードの記載事項(氏名・住所など)に変更が生じた場合は、マイナンバーの届け出に利用できません。

●写真付き確認書類1点(A)は以下のいずれかになります。

- ① 運転免許証(裏面に変更事項の記載がある場合、裏面もコピーしてください。)
- ② パスポート(顔写真のページ、住所のページ(所持人記入欄)をそれぞれコピーしてください。
2020年2月4日以降に申請された所持人記入欄のないパスポートはご利用になれません。)
- ③ 在留カード(裏面も必ずコピーしてください。)
- ④ 特別永住者証明書(裏面も必ずコピーしてください。)
- ⑤ 住民基本台帳カード(写真付き)(裏面に変更事項の記載がある場合、裏面もコピーしてください。)
- ⑥ 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳 のいずれか
(手帳番号・住所・氏名・生年月日・発行者印の記載があるページをすべてコピーしてください。障害名・障害等級は塗りつぶしてください。)

●写真なし確認書類2点(B)は以下のいずれかになります。

- ① 健康保険被保険者証のコピー(カード式で裏面に住所の記載がある場合は、裏面もコピーしてください。訂正箇所には発行者印の押印が必要です。記号、番号、保険者番号は塗りつぶしてください。カード式保険証はQRコードも塗りつぶしてください。)

- ② 国民年金手帳のコピー(住所、氏名、生年月日、書類の発行者・有効期限もしくは発行日が記載されているページを必ずコピーしてください。訂正箇所には発行者印の押印が必要です。基礎年金番号は塗りつぶしてください。
青色の年金手帳は、住所欄がないため、氏名記載があるページの余白に現住所を消去できない形で自署記入いただき、そのコピーをお送りください。訂正箇所には発行者印の押印が必要となりますので、発行者印がない場合は、他の本人確認書類をご用意ください。
- ③ 住民票の写し、住民票記載事項証明書のいずれか(コピー不可、原本)
- ④ 印鑑登録証明書(コピー不可、原本)

3. 「住民票の写し」または「住民票記載事項証明書」をご利用される方

(氏名、生年月日、男女の別、住所及び個人番号が記載されたものに限りです。)

「住民票の写し」または「住民票記載事項証明書」(コピー不可、いずれも原本が必要です)に加え、以下の写真付き確認書類(いずれか1点)のコピーをお送りください。

「住民票の写し」または「住民票記載事項証明書」

(合計2点必要)

+ 写真付き確認書類(1点)

- ① 運転免許証(裏面に変更事項の記載がある場合、裏面もコピーしてください。)
- ② パスポート(顔写真のページ、住所のページ(所持人記入欄)をそれぞれコピーしてください。
2020年2月4日以降に申請された所持人記入欄のないパスポートはご利用になれません。)
- ③ 在留カード(裏面も必ずコピーしてください。)
- ④ 特別永住者証明書(裏面も必ずコピーしてください。)
- ⑤ 住民基本台帳カード(写真付き)(裏面に変更事項の記載がある場合、裏面もコピーしてください。)
- ⑥ 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳 のいずれか(手帳番号・住所・氏名・生年月日・発行者印の記載があるページをすべてコピーしてください。障害名・障害等級は塗りつぶしてください。)

個人のお客さまの個人情報のお取扱いについて

当社は、個人情報の保護に関する法律(平成 15 年 5 月 30 日法律 57 号)および行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成 25 年 5 月 31 日法律第 27 号)に基づき、収集したお客さまの個人情報および個人番号(以下「個人情報等」という。)を、下記業務に関し、下記利用目的の達成に必要な範囲で利用いたします。なお、個人番号については、法令で定められた利用目的に限り利用いたします。また、当社は、ご本人さまにとって利用目的が明確になるよう具体的に定めるとともに、例えば、お客さまに各種アンケート等へ回答していただく場合は、アンケートの集計のためのみ利用するなど取得の場面に応じ、利用目的を限定するよう努めます。

業務内容

- 金銭の信託、金銭信託以外の金銭の信託、有価証券の信託、金銭債権の信託、動産の信託、土地及びその定着物の信託、地上権の信託、土地及びその定着物の賃借権の信託、担保権の信託、その他財産の信託、包括信託等の信託業務
- 信託受益権等の有価証券の私募又は売買の媒介等業務、財産の取得・管理・処分又は貸借の代理事務、債務の履行の併營業務
- 預金業務、為替業務、両替業務、融資業務、外国為替業務およびこれらに付随する業務
- 金融商品仲介業務、社債業務等、法律により信託銀行等が営むことができる業務およびそれに付随する業務
- その他当社が営むことができる業務およびこれらに付随する業務(今後取扱いが認められる業務を含む)

利用目的

I. 個人情報の利用目的

個人情報等のうち個人情報については、下記利用目的の達成に必要な範囲で利用いたします。

1. 当社および当社の関連会社や提携会社の金融商品、信託商品やサービスに関し、下記利用目的で利用いたします。なお、当該利用目的には、お客さまの個人情報(ウェブサイトの閲覧履歴・行動履歴等の情報および共同利用等により取得した情報を含みます。)を分析して推測した、お客さまの趣味・嗜好や信用度等に応じて行うもの(例えば、広告配信や融資判断等)を含みます。

- ・各種金融商品の口座開設等、金融商品、信託商品やサービスの申込の受付のため
- ・犯罪収益移転防止法に基づくご本人さまの確認等や、金融サービスをご利用いただく資格等の確認のため
- ・預金取引や融資取引等における期日管理等、継続的なお取引における管理のため
- ・適合性の原則等に照らした判断等、金融商品、信託商品やサービスの提供に係る妥当性の判断のため
- ・他の事業者等から個人情報の処理の全部または一部について委託された場合等において、委託された当該業務を適切に遂行するため
- ・契約(当社とお客さまとの間の契約および当社の業務に直接的または間接的に関連する契約をいいます。)や法律等に基づく権利の行使や 義務の履行のため
- ・市場調査、ならびにデータ分析やアンケートの実施等による金融商品、信託商品やサービスの研究や開発のため
- ・ダイレクトメールの発送等、金融商品、信託商品やサービスに関する各種提案のため
- ・提携会社等の商品やサービスの各種提案のため
- ・各種お取引の解約やお取引解約後の事後管理のため
- ・その他、当社がご提供する金融商品やサービスを適切かつ円滑に履行するため

II. 個人番号の利用目的

個人情報等のうち個人番号および個人番号を含む個人情報については、下記利用目的の達成に必要な範囲でのみ利用いたします。

1. お客さまに係る以下の個人番号関係事務のため

- | | |
|--------------------------------|---------------------------|
| ・金融商品取引、信託取引に関する口座開設の申請および届出事務 | ・非課税貯蓄制度等の適用に関する事務 |
| ・金融商品取引に関する法定書類作成事務 | ・財形制度等の運用に関する事務 |
| ・生命保険契約等に関する法定書類作成事務 | ・教育資金管理契約に関する法定書類作成事務 |
| ・損害保険契約等に関する法定書類作成事務 | ・結婚・子育て資金管理契約に関する法定書類作成事務 |
| ・信託取引に関する法定書類作成事務 | ・金融商品取引に関する振替機関等への提供事務 |
| ・金地金等取引に関する法定書類作成事務 | ・租税条約に関する届出書の受付事務 |
| ・国外送金等取引に関する法定書類作成事務 | ・信託業務または併營業務に関する法定書類作成事務 |
| ・預貯金口座付番に関する事務 | |

2. その他個人に係る以下の個人番号関係事務のため

- | | |
|----------------------------------|------------------------------------|
| ・報酬、料金、契約金および賞金の支払調書作成事務 | ・非居住者等に支払われる不動産の使用料等の支払調書作成事務 |
| ・不動産の使用料等の支払調書作成事務 | ・非居住者等に支払われる工業所有権の使用料等の支払調書作成事務 |
| ・不動産等の譲受けの対価の支払調書作成事務 | ・非居住者等に支払われる機械等の支払調書作成事務 |
| ・不動産等の売買または貸付けのあっせん手数料の支払調書作成事務 | ・非居住者等に支払われる給与、報酬、年金および賞金の支払調書作成事務 |
| ・非居住者等に支払われる人的役務提供事業の対価の支払調書作成事務 | ・非居住者等に支払われる不動産の譲受け対価の支払調書作成事務 |

3. その他法令上許容される範囲で当社に関連する業務に利用するため

4. 企業、団体等から委託を受けて、その従業員、構成員、退職者、株主等の個人情報等を取り扱う場合は、それぞれの委託契約の内容等に基づき、各受託業務を遂行するためにそれらの個人番号を必要な範囲に限定して利用いたします。

＜お客さまの個人番号が変更された場合の届出のお願い＞

相続手続き完了までの間にお客さまの個人番号が変更された場合は、お申し出ください。

＜様式1＞

残高証明書発行依頼書(被相続人の信託受益権用)
金銭信託

新生信託銀行株式会社 御中

依頼書作成日 年 月 日	被相続人の お客さま番号→	お取引口座番号(10ケタ)です (取引に利用したSBI新生銀行の預金口座番号) □□□□□□□□□□	
請求者(相続人)		被相続人との関係 (続柄等)	請求者の実印
被相続人のお名前 (フリガナ)			
被相続人のご住所			

私は、被相続人を委託者兼受益者とする貴社の金銭信託にかかる信託取引の残高証明書の発行を、貴社に依頼します。被相続人に複数の信託取引がある場合は、すべての取引について残高証明書の発行をお願いします。

記

I. 発行基準日種類

西暦 □□□□ 年 □□ 月 □□ 日 (← 相続開始日(死亡日)をご記入ください)

II. 発行通数

□ 通 (← ご希望の枚数をご記入ください。複数のお取引がある場合は各取引について左欄記載の枚数を発行します。)

III. 送付先

ご住所	〒 □□□□ - □□□□
お名前	

←送付先をご記入ください

(当社処理欄)	
受付日:	承認 係 印鑑照合
証明書発行日:	

記入例
(残高証明書発行依頼書)

ご不明な点はお気軽にご連絡ください。
SBI新生銀行金銭信託専用ダイヤル
0120-290-277(受付時間:平日9:00-17:00)

<様式1>

残高証明書発行依頼書(被相続人の信託受益権用)
金銭信託

ご記入日をお書きください。

御中

依頼書作成日	被相続人の お客さま番号→	お取引口座番号(10ケタ)です (取引に利用したSBI新生銀行の預金口座番号)									
2018 年 2 月 20 日		4	0	0	1	2	3	4	5	6	7
請求者(相続人)		信託 次郎					被相続人との関係 (続柄等)		請求者の実印		
							長男		信託		
被相続人のお名前 (フリガナ)		シンタク タロウ 信託 太郎									
被相続人のご住所		東京都中央区日本橋室町2-4-3									

被相続人とのご関係をお書きください。
例：長男、遺言執行者 など

請求者の実印(印鑑登録証明書上の印)を捺印ください。

私は、被相続人を委託者兼受益者とする貴社の金銭信託にかかる信託取引の残高証明書の発行を、貴社に依頼します。被相続人に複数の信託取引がある場合は、すべての取引について残高証明書の発行をお願いします。

記

I. 発行基準日種類

西暦 2018 年 02 月 10 日 (← 相続開始日(死亡日)をご記入ください)

II. 発行通数

01 通 (← ご希望の枚数をご記入ください。複数のお取引がある場合は各取引について左欄記載の枚数を発行します。)

III. 送付先

ご住所	〒 110-0005 東京都台東区上野4-10-5
お名前	信託 次郎

残高証明書の送付先をお書きください。

← 送付先をご記入ください

(当社処理欄)

受付日:

証明書発行日:

承認	係	印鑑照合

<様式 2-1>

年 月 日

解約払戻・名義書換請求書 兼 特定取引を行う者の新規届出書
金銭信託

新生信託銀行株式会社 御中

被相続人 (受益者)	氏名	死亡日 年 月 日
---------------	----	-----------

請求者	☐ 相続人代表者 被相続人との続柄() ☐ 遺言執行者 ☐ 相続人代理人 ☐ その他 () ※該当する□に☑印をおつけください。	フリガナ 氏名		実印
		住所		

従来、貴社と取引をしておりました被相続人の下記遺産について、関係書類を添えて、下記方法により手続きすることを請求します。
なお、今後私以外の者が下記遺産につき権利を主張したために万一貴社に損害を生じた場合には、私が他の相続人と連帯して一切の責を負い、貴社にはいささかのご迷惑もおかけしません。

遺産内容(被相続人の金銭信託取引に利用した SBI 新生銀行の預金口座番号)

SBI 新生銀行のお取引口座番号 店番(3桁) - 口座番号(7桁)	貴社における左記欄記載の番号で特定される被相続人の信託契約(信託契約が複数ある場合はすべて)について手続きを依頼します。 当該契約にかかる信託受益権の元本残高や明細については、「残高証明書」等にて確認しています。

A 解約払戻、B 名義書換のいずれかに○印をつけ、依頼内容をご記入ください。

A 解約払戻

(以下、いずれか該当する□に☑印をおつけください。)
☐ 全ての商品を解約し、払戻請求します。
☐ 以下一部の商品を解約し、払戻請求します。

(対象の商品名を全てご記載下さい。)

解約払戻先

上記遺産内容欄に記載された受益権の名義人を**請求者名義に変更後**、直ちに信託契約を解約し、元本および配当金を下記の振込先口座に振込願います。(*1)(*2)
【振込先口座】

金融機関名 (○で囲んでください) 銀行・信金・信組・ 労金・農協	支店名 店	預金種目(○で囲んでください) 普通・当座・貯蓄・その他()
口座番号 (右詰でご記入ください)	(フリガナを必ずご記入下さい) 振込先口座名義	

<注意事項>

(*1) SBI 新生銀行以外への振込の場合には、所定の振込手数料を差し引かせていただきます。

(*2) 請求者名義の口座をご指定下さい。

本様式は A3サイズで印刷してください

B 名義書換(パワートラスト Neo 保有の場合に選択可)

(以下、いずれか該当する□に☑印をおつけください。)
☐ 全ての商品について、以下の相続人に名義書換願います。
☐ 以下一部について、以下の相続人に名義書換願います。

(対象の商品名を全てご記載下さい。)

相続人届出事項

金銭信託取引に利用する SBI 新生銀行の預金口座番号

SBI 新生銀行のお取引口座番号
店番(3桁) - 口座番号(7桁)

フリガナ お名前	生年月日(西暦) 年 月 日
	性別 ☐ 男 ☐ 女
〒 - フリガナ ご住所	☐ 居住地国は日本のみです。 (□に☑印をおつけください。チェックがない場合はお受け付けできません。)
電話番号 () -	
ご職業 ☐ 会社員 ☐ 公務員 ☐ 会社役員 ☐ 自営業 ☐ 医師・弁護士等の専門職 ☐ 農林水産業 ☐ 自由業 ☐ パートタイマー ☐ 主婦 ☐ 無職 ☐ 年金受給者 ☐ その他()	
取引目的 ☐ 相続による資産継承 ☐ その他()	

<様式 2-1>

2018 年 2 月 20 日

解約払戻・名義書換請求書 兼 特定取引を行う者の新規届出書
金銭信託

ご記入日をお書きください。

記入例
(解約払戻時)

株式会社 御中

被相続人 (受益者)	氏名	信託 太郎
☒ 相続人代表者 被相続人との続柄(長男) ☐ 遺言執行者	フリガナ 氏名	シタケ ジロウ 信託 次郎
代理人様が請求者となる場合は「相続人〇〇 代理人△△」 の要領でご記入ください		信託
※該当する口に印をおつけください。		東京都中央区日本橋室町2-4-3

実印(印鑑登録証明書上の印)を捺印ください。

信託

従来、貴社と取引
な お、今後私以外
切の責を負い、貴
とを請求します。
人と連帯して一

- 請求者が全てご記入ください
- 代理人様が請求者となる場合は、委任関係の確認ができる書類をご提出ください
- 訂正される場合は、二重線で抹消のうえ、訂正印(実印)をご捺印ください

遺産内容(被相続人)

SBI 新生銀行のお取引口座番号 店番(3桁) - 口座番号(7桁)	貴様における上記欄記載の番号で特定される被相続人の信託契約(信託契約が複数ある場合はすべて)について手続きを依頼します。 当該契約にかかる信託受益権の元本残高や明細については、「確 高証書」
4 0 0 1 2 3 4 5 6 7	

【遺産内容】にはお亡くなりになられた方(被相続人)の店番および口座番号(計 10 ケタ)を必ず記入ください。

A 解約払戻、B 名義書換のいずれかに○印をつけ、依頼内容をご記入ください。

A 解約払戻

(以下、いずれか該当する口に○印をおつけください。)

- ☒ 全ての商品了解約し、払戻請求します。
- ☐ 以下一部の商品了解約し、払戻請求します。

(対象の商品名を全てご記載下さい。)

解約払戻先

上記遺産内容欄に記載された受益権の名義人を請求者名義に変更後、直ちに信託契約を解約し、元本および配当金を下記の振込先口座に振込願います。(*1)(*2)

【振込先口座】

金融機関名 SBI 新生	(○で囲んでください) 銀行・信金・信組・ 労金・農協	支店名 本	預金種目(○で囲んでください) 普通・当座・貯蓄・その他()
口座番号 (右詰でご記入ください) 0 1 2 3 4 5 6	(フリガナを必ずご記入下さい) 振込先口座名義 シタケ ジロウ 信託 次郎		

<注意事項>

(*1) SBI 新生銀行以外への振込の場合には、所定の振込手数料を差し引かせていただきます

(*2) 請求者名義の口座をご指定下さい。

フリガナを必ず併記してください。

本様式は A3 サイズ で印刷してください

B 名義書換 (パワードラスト Neo 保有の場合に選択可)

(以下、いずれか該当する口に○印をおつけください。)

- ☐ 全ての商品について、以下の相続人に名義書換願います。
- ☐ 以下一部について、以下の相続人に名義書換願います。

(対象の商品名を全てご記載下さい。)

相続人届出事項

金銭信託取引に利用する SBI 新生銀行の預金口座番号

SBI 新生銀行のお取引口座番号	
店番(3桁) -	口座番号(7桁)

フリガナ お名前	生年月日(西暦) 年 月 日
	性別 ☐ 男 ☐ 女
〒 - フリガナ ご住所	☐ 居住地国は日本のみです。 (口に○印をおつけください。チェックがない 場合はお受け付けできません。)
電話番号 () -	
ご職業 ☐ 会社員 ☐ 公務員 ☐ 会社役員 ☐ 自営業 ☐ 医師・弁護士等の専門職 ☐ 農林水産業 ☐ 自由業 ☐ パートタイマー ☐ 主婦 ☐ 無職 ☐ 年金受給者 ☐ その他()	
取引目的 ☐ 相続による資産継承 ☐ その他()	

<様式 2-1>

2018 年 2 月 20 日

解約払戻・名義書換請求書 兼 特定取引を行う者の新規届出書
金銭信託

ご記入日をお書きください。

記入例
(名義書換時)

株式会社 御中

被相続人 (受益者)	氏名	信託 太郎
☒ 相続人代表者 被相続人との続柄(長男) ☐ 遺言執行者	フリガナ 氏名	シタク ジロウ 信託 次郎
※該当する口に印をおつけください。		
東京都中央区日本橋室町2-4-3		

実印(印鑑登録証明書上の印)を捺印ください。

信託

代理人様が請求者となる場合は「相続人〇〇 代理人△△」
の要領でご記入ください

- 請求者が全てご記入ください
- 代理人様が請求者となる場合は、委任関係の確認ができる書類をご提出ください
- 訂正される場合は、二重線で抹消のうえ、訂正印(実印)をご捺印ください

遺産内容(被相続人)

SBI 新生銀行のお取引口座番号 店番(3桁) — 口座番号(7桁)	貴社における上記欄記載の番号で特定される被相続人の信託契約(信託契約が複数ある場合はすべて)について手続きを依頼します。 当該契約にかかる信託受益権の元本確立や照細については、「確立証明書」を提出してください。
4 0 0 1 2 3 4 5 6 7	

【遺産内容】にはお亡くなりになられた方(被相続人)の店番および口座番号(計10ケタ)を必ず記入ください。

A 解約払戻、B 名義書換のいずれかに〇印をつけ、依頼内容をご記入ください。

A 解約払戻

(以下、いずれか該当する口に〇印をおつけください。)

- ☐ 全ての商品を解約し、払戻請求します。
- ☐ 以下一部の商品を解約し、払戻請求します。

(対象の商品名を全てご記載下さい。)	

解約払戻先

上記遺産内容欄に記載された受益権の名義人を請求者名義に変更後、直ちに信託契約を解約し、元本および配当金を下記の振込先口座に振込願います。(*1)(*2)

金融機関名 (〇で囲んでください) 銀行・信金・信組・ 労金・農協	支店名 店	預金種目(〇で囲んでください) 普通・当座・貯蓄・その他()
口座番号 (右詰でご記入ください)	(フリガナを必ずご記入下さい) 振込先口座名義	

<注意事項>

(*1) SBI 新生銀行以外への振込の場合には、所定の振込手数料を差し引かせていただきます。

(*2) 請求者名義の口座をご指定下さい。

本様式は A3サイズで印刷してください

B 名義書換(パワートラストNeo 保有の場合に選択可)

(以下、いずれか該当する口に〇印をおつけください。)

- ☒ 全ての商品について、以下の相続人に名義書換願います。
- ☐ 以下一部について、以下の相続人に名義書換願います。

(対象の商品名を全てご記載下さい。)

相続人届出事項

金銭信託取引に利用する SBI 新生銀行の預金口座番号

SBI 新生銀行のお取引口座番号 店番(3桁) — 口座番号(7桁)	
4 0 0 0 1 2 3 4 5 6	

【相続人届出事項】には相続される方(相続人)の店番および口座番号(計10ケタ)を必ず記入ください。

フリガナ お名前 信託 次郎	生年月日(西暦) 2000 年 1 月 1 日 性別 ☒ 男 ☐ 女
〒103 — 0022 フリガナ ご住所 東京都中央区日本橋室町2-4-3	☒ 居住地国は日本のみです。 (〇に〇印をおつけください。チェックがない場合はお受け付けできません。)
電話番号 (012) 345 - 6789	
ご職業 ☒ 会社員 ☐ 公務員 ☐ 会社役員 ☐ 自営業 ☐ 医師・弁護士等の専門職 ☐ 農林水産業 ☐ 自由業 ☐ パートタイマー ☐ 主婦 ☐ 無職 ☐ 年金受給者 ☐ その他()	
取引目的 ☒ 相続による資産継承 ☐ その他()	

〈様式 2-2〉

相続人関係者(法定相続人・受遺者等)

請求者以外の法定相続人や受遺者等を下記にご記入ください。

【外為法に基づく確認】

相続人関係者の中に資産凍結等経済制裁対象者はいらっしゃいますか。

☐ いません ☐ います(*)

相続人関係者の中に住所または居所が北朝鮮の方はいらっしゃいますか。

☐ いません ☐ います(*)

相続人関係者の中に国外にお住まいの方はいらっしゃいますか。

☐ いません ☐ います(*)

※該当口に☑印をおつけください。

フリガナ	住 所
氏名	
被相続人から見た続柄()	

フリガナ	住 所
氏名	
被相続人から見た続柄()	

フリガナ	住 所
氏名	
被相続人から見た続柄()	

フリガナ	住 所
氏名	
被相続人から見た続柄()	

フリガナ	住 所
氏名	
被相続人から見た続柄()	

フリガナ	住 所
氏名	
被相続人から見た続柄()	

〈注意事項〉

*相続人関係者に資産凍結等経済制裁対象者、住所または居所が北朝鮮の方または国外にお住まいの方がいらっしゃる場合は、追加で確認をさせていただく場合がございます。

記入例

＜様式 2-2＞

相続人関係者(法定相続人・受遺者等)

相続人関係者全員についてご確認のうえ必ずど
ちらかに☑をつけてください。

請求者以外の法定相続人や受遺者等を下記にご記入ください。

【外為法に基づく確認】

相続人関係者の中に資産凍結等経済制裁対象者はいらっしゃいますか。

☒ いません ☐ います(*)

相続人関係者の中に住所または居所が北朝鮮の方はいらっしゃいますか。

☒ いません ☐ います(*)

相続人関係者の中に国外にお住まいの方はいらっしゃいますか。

☒ いません ☐ います(*)

※該当□に☑印をおつけください。

フリガナ ソウゾクニン シンタクサブロウ 住 所 東京都中央区新川 1-2-3 トクベツダイリニン シンタクハナコ	
氏名	相続人 信託 三郎 特別代理人 信託 花子
被相続人から見た続柄(相続人代理人)	
フリガナ	住 所
「相続人関係者」欄には、請求者以外の以下の方の氏名・住所・続柄をご記入ください。 記入欄が足りない場合は、裏面に同項目をご記入ください。 ○遺言書がない場合 … 法定相続人全員 ○遺言書がある場合 … 被相続人の遺産を引き継ぐ方全員 ○遺産分割協議書がある場合 … 被相続人の遺産を引き継ぐ方全員	
被相続人から見た続柄()	
フリガナ	住 所
氏名	
被相続人から見た続柄()	
フリガナ	住 所
氏名	
被相続人から見た続柄()	
フリガナ	住 所
氏名	
被相続人から見た続柄()	

〈注意事項〉

*相続人関係者に資産凍結等経済制裁対象者、住所または居所が北朝鮮の方または国外にお住まいの方がいらっしゃる場合は、追加で確認をさせていただくことがございます。

相続人代表選任届(兼 相続同意書)
金銭信託

新生信託銀行株式会社 御中

被相続人 (受益者)		氏名		死亡日 年 月 日									
遺産内容													
金銭信託の取引に利用した SBI 新生銀行の預金口座番号 店番(3桁) ー 口座番号(7桁)										被相続人を受益者とする貴社金銭信託の信託受益権 (信託契約が複数ある場合はそのすべてを含む)。なお、個別取引毎の保有残高や 明細については、「残高証明書」等にて確認しています。			

相続人代表者	氏名	
	住所(※)	

(※) ご提出いただく印鑑登録証明書と同じ住所を記載してください。

上記被相続人の遺産につきましては、右頁記載の各相続人が上記の者を相続人代表として選任し、その手続きを委任いたします。貴社におかれましては、相続人代表の指示に従って、上記遺産の解約払戻手続きを進めていただきますようお願いいたします。

なお、相続人代表のなした貴社との一切の手續につき、各相続人は、貴社に対して一切の異議を申し立てません。上記遺産の相続人は相続人名簿記載の相続人以外に存在しないことを相続人全員で確認しております。もし、相続人代表以外の者が貴社に対して上記遺産の権利を主張したために貴社に万が一損害が生じることがありましたら、相続人代表および相続人代表を選任した相続人が連帯して一切の責を負い、貴社にはいささかのご迷惑もおかけいたしません。

相続人名簿

当該名簿は、各相続人がそれぞれ自署・ご捺印ください(印鑑は実印をご捺印ください)。
当該名簿は、相続人代表者を含むすべての相続人がご記入ください。
相続人が未成年の場合は、相続人の特別代理人が自署・ご捺印ください(印鑑は実印をご捺印ください)。

1	相続人	氏名		実印
		住所		
2	相続人	氏名		実印
		住所		
3	相続人	氏名		実印
		住所		
4	相続人	氏名		実印
		住所		
5	相続人	氏名		実印
		住所		
6	相続人	氏名		実印
		住所		
7	相続人	氏名		実印
		住所		
8	相続人	氏名		実印
		住所		
9	相続人	氏名		実印
		住所		
10	相続人	氏名		実印
		住所		

記入例

<様式 3>

2022 年 4 月 1 日

相続人代表選任届(兼 相続同意書)
金銭信託

記入日をご記入ください。

新生信託銀行株式会社 御中

被相続人 (受益者)	氏名	信託 太郎	死亡日	2022 年 2 月 1 日										
遺産内容														
金銭信託の取引に利用した SBI 新生銀行の預金口座番号 店番(3 桁) ー 口座番号(7 桁)														
4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	お亡くなりになられた方(被相続人)の口座番号を必ずご記入ください。				
明細については、残高証明書等にて確認しています。														

相続人代表者	氏名	信託 次郎
	住所(※)	東京都中央区日本橋室町 2-4-3

(※) ご提出いただく印鑑登録証明書と同じ住所を記載してください。

上記被相続人の遺産につきましては、右頁記載の各相続人が上記の者を相続人代表として選任し、その手続きを委任いたします。貴社におかれましては、相続人代表の指示に従って、上記遺産の解約払戻手続きを進めていただきますようお願いいたします。

なお、相続人代表のなした貴社との一切の手続につき、各相続人は、貴社に対して一切の異議を申し立てません。上記遺産の相続人は相続人名簿記載の相続人以外に存在しないことを相続人全員で確認しております。もし、相続人代表以外の者が貴社に対して上記遺産の権利を主張したために貴社に万が一損害が生じることがありましたら、相続人代表および相続人代表を選任した相続人が連帯して一切の責を負い、貴社にはいささかのご迷惑もおかけいたしません。

相続人名簿

当該名簿は、各相続人がそれぞれ自署・ご捺印ください
当該名簿は、相続人代表者を含むすべての相続人がご自署・ご捺印ください
相続人が未成年の場合は、相続人の特別代理人が自署・ご捺印ください

すべての法定相続人（相続人代表者を含む）が自署・ご捺印ください。
相続人が未成年の場合には、相続人の特別代理人が自署・ご捺印ください。

1	相続人	氏名	信託 次郎	実印 信託
		住所	東京都中央区日本橋室町 2-4-3	
2	相続人	氏名	相続人 信託 太郎 特別代理人 信託 花子	実印 信託
		住所	東京都中央区新川 1-2-3	
3	相続人	氏名	特別代理人の場合は、以下の要領でご記入ください。 例：相続人 ○○ 特別代理人 △△ 特別代理人の印鑑登録証明書上の住所の記入と印鑑をご捺印ください。	実印
4	相続人	氏名		実印
		住所		
5	相続人	氏名		実印
		住所		
6	相続人	氏名		実印
		住所		
7	相続人	氏名		実印
		住所		
8	相続人	氏名		実印
		住所		
9	相続人	氏名		実印
		住所		
10	相続人	氏名		実印
		住所		

「個人番号に係る届出書」記入例

①ご記入日です。

②相続人の方のお名前をご記入ください。

③相続人の現住所をご記入ください。
(通知カードまたは個人番号カードに記載の住所と同一であることをご確認ください。)

④相続人の個人番号をご記入ください。

＜様式4＞

個人番号に係る届出書
金銭信託

新生信託銀行株式会社 御中

記入日	2023 年 1 月 4 日
お名前 (相続人)	信託 次郎
ご住所	(〒103 - 0022) 東京都 中央区 日本橋室町 2-4-3
個人番号	1 2 3 4 - 5 6 7 8 - 9 0 1 2

私は、別紙「個人のお客さまの個人情報のお取扱いについて」を確認の上、この「個人番号に係る届出書」により、貴社が所轄税務署長に提出する書類に記載される私名義の個人番号、氏名および住所を、個人番号カードまたは通知カード等の貴社所定の書類を添えて上記のとおり届け出ます。

「個人番号に係る届出書」をご提出いただく際には、所定の確認書類が必要となります。詳しくは、「個人番号ご申告のお願い」をご参照ください。